

福井県地域維持型契約方式試行実施要領（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第1条～第8条 【省略】</p> <p>（地域維持事業に係る最低制限価格の設定および設定方法）</p> <p>第9条 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第2条第5号に規定された者（以下「契約担当者」という。）は、地域維持事業を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。</p> <p><u>2（削除）</u></p> <p><u>3（削除）</u></p> <p>最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、最低制限価格制度実施要領によるものとする。</p> <p>第10条 【省略】</p> <p>（附則） この要領は、令和4年1月27日から施行する。</p> <p>（附則） この要領は、令和5年2月14日から施行する。</p>	<p>第1条～第8条 【省略】</p> <p>（地域維持事業に係る最低制限価格の設定および設定方法）</p> <p>第9条 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第2条第5号に規定された者（以下「契約担当者」という。）は、地域維持事業を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。</p> <p><u>2 地域維持事業に係る入札における最低制限価格は、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</u></p> <p><u>(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</u></p> <p><u>4 その他、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、最低制限価格制度実施要領によるものとする。</u></p> <p>第10条 【省略】</p> <p>（附則） この要領は、令和4年1月27日から施行する。</p>